

## 公立大学法人広島市立大学職員等の給与の臨時特例に関する規程

平成25年6月26日

規程第24号

(理事長の給料の特例)

第1条 理事長に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの給料の額は、公立大学法人広島市立大学役員報酬規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第34号。以下「役員報酬規程」という。）の規定にかかわらず、役員報酬規程第4条の規定により定める給料の月額から、同給料の月額に100分の9.77を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てた額）を減じた額とする。

(職員の給料等の特例)

第2条 公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号。以下「職員給与規程」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（職員給与規程第31条第2項から第5項までに規定する職員を除く。）に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの給料の額は、職員給与規程の規定にかかわらず、職員給与規程別表第1及び別表第2に定めるそれぞれの給料月額（職員給与規程第7条に規定する職員にあつては、同規定により定める給料月額）から、同給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) その属する職務の級が教育職給料表4級の職員及び一般職給料表の6級から8級までの職員 100分の9.77
- (2) その属する職務の級が教育職給料表3級の職員及び一般職給料表5級の職員 100分の6.7
- (3) その属する職務の級が教育職給料表2級の職員及び一般職給料表4級の職員 100分の6.2
- (4) その属する職務の級が一般職給料表3級の職員 100分の5.7
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2 職員に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの管理職手当の額は、職員給与規程の規定にかかわらず、職員給与規程第11条第2項の規定により定め

る管理職手当の月額から、同月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

- 3 第1項の場合において、職員給与規程第19条第2項及び第23条の規定の適用については、職員給与規程第19条第2項中「給料及びこれ」とあるのは「公立大学法人広島市立大学職員等の給与の臨時特例に関する規程（平成25年公立大学法人広島市立大学規程第24号）第2条第1項の規定により定める給料及び第4条から第8条までの規定により定める給料」と、職員給与規程第23条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「公立大学法人広島市立大学職員等の給与の臨時特例に関する規程（平成25年公立大学法人広島市立大学規程第24号）第2条第1項の規定により定める給料の額及び第4条から第8条までの規定により定める給料月額に対する地域手当の月額の合計額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。